

災害時の
備えに

非常用電源装置の給付のご案内

電源が必要な医療機器を在宅でお使いの皆様へ、
災害等への備えとして、非常用電源装置の給付を行います。

対象者

横浜市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

- 在宅で人工呼吸器を使用している
- 腹膜透析患者のうち、在宅でAPD装置（自動腹膜透析）を使用している

所得制限が
なくなりました！

申請期間

第1回：令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで

第2回：令和7年10月1日（水）から10月31日（金）まで

第3回：令和8年1月5日（月）から1月30日（金）まで

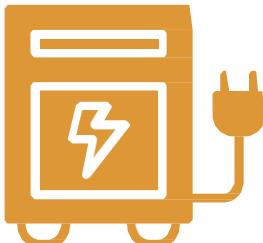
給付上限額

品目	横浜市からの給付上限額	
	生活保護世帯、 市民税 非課税世帯	市民税 課税世帯
正弦波インバーター発電機	120,000円	108,000円
ポータブル電源（蓄電池）	60,000円	54,000円
DC／ACインバーター (カーインバーター)	45,000円	40,500円

例) 生活保護世帯の方が20万円の正弦波インバーター発電機を購入する場合、自己負担額は8万円です。
一方、12万円の正弦波インバーター発電機を購入する場合は、自己負担額は0円です。
※市民税課税世帯については、非常用電源の額が給付上限額を下回る場合も、利用者負担が一部発生します。
詳細はウェブサイトを御確認いただきか、担当までお問合せください。

給付の流れ

01 電源選び



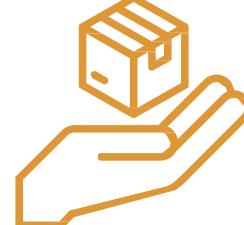
購入したい商品（非常用電源装置）を選び、販売店に行き、見積書を貰います。

02 申請



申請書や見積書、医師の意見書を揃え、横浜市へ郵送します。

03 受取



横浜市から届いた給付券と自己負担額を販売店に渡し、商品を受け取ります。

申請方法や注意点

対象製品

品目	機器要件	耐用年数
正弦波インバーター 発電機	利用者又は介助者が容易に使用可能な、ガソリン又はガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が850VA以上のもの	10年
ポータブル電源 (蓄電池)	利用者又は介助者が容易に使用及び運搬可能で、放電後に外部電源により充電が可能な、蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が300W以上のもの	3年
DC／ACインバーター (カーインバーター)	利用者又は介助者が容易に使用可能な、自動車用バッテリー等の直流電源（DC）を正弦波交流電源（AC）に変換する装置で、定格出力が300W以上のもの	5年

△ 非常用電源に付属する外部電源供給装置（表に挙げる品目を除く）及び納品に付属する配送費用も給付対象です。
ただし、用品の維持経費（ガソリン、カセットガス等）は対象外です。

申請に必要な書類

①申請書（指定様式）

右の二次元コードからウェブサイトにアクセスし、様式をダウンロードしていただき、区役所高齢・障害支援課又は横浜市健康福祉局障害施策推進課へご相談ください。



②見積書及び電源の仕様が確認できるカタログ等（様式自由。コピー可。）

購入したい商品の販売店へ行き、見積書の作成を依頼してください。
その際、販売店へ「横浜市の給付券と引き換えて納品していただくこと」「納品後、横浜市へ請求書をお送りいただいたあとの支払いになること」についてご説明のうえ、作成を依頼してください。

③医師の診断書又は意見書等（様式自由。コピー可。）

表面「対象者」に該当していることを証するもので、主治医の署名・捺印があり、申請日から3か月以内に発行されたものをお送りください。

⚠ 令和7年に市外から転入し、市民税が横浜市で課税されていない方

対象者と同一世帯員（対象者が18歳以上の場合には、対象者本人とその配偶者）のうち、最多課税者の最新の市民税・県民税課税証明書も併せてお送りください。

郵送先について

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10

健康福祉局障害施策推進課計画推進担当 宛

【連絡先】

電話：045-671-3604

FAX：045-671-3566

Eメール：kf-syoplan@city.yokohama.lg.jp

その他の留意点について

- ・ 医療機関等に入院中の方や、障害者支援施設、高齢者施設等に入所中の方は対象外です。
- ・ 「人工呼吸器」とは、気管の奥までチューブを通してたり、気管を切開してチューブで機械と繋いでいるものをいいます。酸素濃縮器とは別のものです。
- ・ 課税状況は、区役所等で発行している「課税・非課税証明書」で確認ができます。また、給与から市・県民税が天引きされている方は、「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」、それ以外の方は「市民税・県民税納税通知書」でも確認ができます。
- ・ 申請できる非常用電源は1製品のみです。[対象商品]の[耐用年数]欄に記載された年数を経過したあとであれば、再度、ご申請が可能です。
- ・ 申請前にご購入された機器については、対象外です。